様式第十三号(第十八条関係)

<table>
<tr><td colspan="6">第　　号
<u>児童扶養手当額改定通知書</u></td></tr>
<tr><td rowspan="2">受給者</td><td>氏　　名</td><td></td><td>証書番号</td><td colspan="2">第　　号</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">新たに対象となる児童名</td><td>(1)</td><td colspan="3">(2)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改定前</td><td>対象児童数</td><td></td><td rowspan="2">改定後</td><td>対象児童数</td><td></td></tr>
<tr><td>手当月額</td><td>円</td><td>手当月額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">改定年月</td><td colspan="4">令和　　年　　月から</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="6">上記のとおり、児童扶養手当の額を改定しましたので通知します。

令和　　年　　月　　日

都道府県知事(福祉事務所長)
市町村長(福祉事務所長)　印

殿</td></tr>
</table>

注　意

1　これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に書面で、都道府県知事に対し審査請求をすることができます。

　なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

2　この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村(都道府県)を被告として(訴訟において市町村(都道府県)を代表する者は市町村長(都道府県知事)となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

　なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。